

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第198号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年12月8日 08時05分ごろ	
発生場所	若狭湾北西沖 (概位 北緯36°03′ 東経135°10′)	
事故等調査の経過	平成21年7月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第二十八<sup>ゆうき</sup>結城丸、75.92トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 125232、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 機関長、六級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	軸発電機が主機の冷却海水で濡れ損（冷却海水管破孔）	
事故等の経過	<p>本船は、操業中、平成20年12月8日08時05分ごろ、主機の冷却海水管に破孔が生じ、漏洩した海水が軸発電機に降りかかり、軸発電機が濡れ損して発電不能となった。</p> <p>本船は、船内電源の供給を、直ちにディーゼル機関駆動の発電機に切り替えて操業を継続したものの、軸発電機が使用できずに安全な運航が阻害された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>主機の冷却海水管が破孔して海水が漏洩し、軸発電機が濡れ損して発電不能となったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が若狭湾北西沖において操業中、主機の冷却海水管に破孔が生じたため、漏洩した海水が軸発電機に降りかかり、軸発電機が不能となったことにより発生したものと考えられる。	